

市区町村別集計項目(推進体制等)

北海道	
市区町村数	179

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
							有			無	有			無		
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						24	33	19			90					
1	100	札幌市	札幌市市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	1	1	1	1	札幌市男女共同参画推進条例	2002年10月7日	2003年1月1日		第4次男女共同参画さっぽろプラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
1	202	函館市	市民・男女共同参画課	1	2	1	1	函館市男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第3次函館市男女共同参画基本計画 はこだて輝きプラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
1	203	小樽市	生活環境部男女共同参画課	1	1	1	1				3	第2次小樽市男女共同参画基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
1	204	旭川市	総合政策部政策調整課	1	2	1	1	旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例	2003年3月27日	2003年4月1日		第2次あさひかわ男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
1	205	室蘭市	生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次室蘭市男女平等参画基本計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
1	206	釧路市	市民協働推進課	1	1	0	1	釧路市男女平等参画審議会	2010年12月15日	2011年4月1日		くしろ男女平等参画プラン	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1	
1	207	帯広市	市民活動課	1	2	1	1				0	第3次おびひろ男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1	
1	208	北見市	市民生活課	1	2	1	1	北見市男女共同参画を推進するための条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次男女共同参画プランきたみ	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
1	209	夕張市	総務課	1	2	0	0				0					1
1	210	岩見沢市	市民環境部市民連携室	1	2	0	0				0	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
1	211	網走市	企画調整課	1	2	1	1				0	第2次網走市男女共同参画プラン	2012年3月 ~ 2022年3月	1	1	
1	212	留萌市	政策調整課	1	2	1	0				0	留萌市男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2023年3月	0	1	
1	213	苫小牧市	総合政策部協働・男女平等参画室	1	1	1	1	苫小牧市男女平等参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
1	214	稚内市	稚内市企画総務部企画調整課	1	2	0	1	稚内市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第3次稚内市男女共同参画行動計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
1	215	美唄市	美唄デザイン課	1	2	1	0	美唄市男女共同参画条例	2009年12月18日	2010年4月1日		美唄市男女共同参画計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
1	216	芦別市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次芦別市男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
1	217	江別市	生活環境部市民生活課	1	2	1	1	江別市男女共同参画を推進するための条例	2009年3月30日	2009年4月1日		江別市男女共同参画基本計画中間見直し版	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1	
1	218	赤平市	赤平市教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0					1
1	219	紋別市	市民生活部市民協働課 市民協働係	1	2	0	0				0	第2次紋別市男女共同参画プラン	2015年3月1日 ~ 2025年3月1日	1	1	
1	220	士別市	総務部企画課	1	2	0	1	士別市男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		第3期士別市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	221	名寄市	環境生活課	1	2	1	1	名寄市男女共同参画推進条例	2015年12月1日	2016年4月1日		第2次名寄市男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
1	222	三笠市	社会教育課	2	2	0	0				0					0
1	223	根室市	総合政策室	1	2	1	0				0	根室市男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2024年3月	1	1	
1	224	千歳市	市民生活課	1	1	1	1				0	第3次ちとせ男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
1	225	滝川市	くらし支援課	1	2	0	0				0	滝川市男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
1	226	砂川市	教育委員会社会教育課 社会教育係	2	2	0	0				0					0
1	227	歌志内市	総務課	1	2	0	0				0					0
1	228	深川市	企画財政課	1	2	1	1				0	深川市男女共同参画計画(第2次計画見直し版)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
1	229	富良野市	市民協働課	1	2	0	1				3	第2次富良野市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
1	230	登別市	市民生活部市民サービスグループ	1	1	1	1				0	登別市男女共同参画基本計画(第2次)	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
1	231	恵庭市	恵庭市総務部総務課	1	2	1	1	恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例	2003年7月2日	2003年7月2日		第2次恵庭市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	233	伊達市	企画財政部企画財政課	1	2	1	1				0	第2次伊達市男女共同参画基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
1	234	北広島市	市民参加・住宅施策課	1	2	0	1				0	第3次きたひろしま男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
1	235	石狩市	広聴・市民生活課	1	2	1	1				0	第4次石狩市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	236	北斗市	市民課	1	2	0	0	北斗市男女共同参画推進条例	2006年2月1日	2006年2月1日		第2次北斗市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1	
1	303	当別町	住民環境部環境生活課 町民生活係	1	2	0	0				0					0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)							
							有			無 現在の状況	有				無			
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法		現在の状況		
1	304	新篠津村	教育委員会	2	2	1	0											1
1	331	松前町	総務課	1	2	0	0											0
1	332	福島町	総務課	1	2	0	0											0
1	333	知内町	総務課総務係	1	2	0	0											0
1	334	木古内町	町民課 住民グループ	1	2	0	0											0
1	337	七飯町	七飯町総務部政策推進	1	2	0	1	七飯町男女平等参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日	0	第2次七飯町男女平等参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
1	343	鹿部町	民生課	1	2	0	0				0	第5次鹿部町総合計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	0			
1	345	森町	社会教育課	2	2	0	0				0	(第2次森町総合開発振興計画)	2018年4月 ~ 2027年3月	0	0			
1	346	八雲町	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次八雲町男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1			
1	347	長万部町	保健福祉課	1	2	0	0				0	第4次長万部町まちづくり総合計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	0			
1	361	江差町	総務課	1	2	0	0				0	江差町男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
1	362	上ノ国町	住民課 住民環境グループ	1	2	0	0				0	上ノ国町男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
1	363	厚沢部町	住民税務課生活安全係	1	2	0	0				0	第2次厚沢部町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1			
1	364	乙部町	総務課	1	2	0	0				0	第2次乙部町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1			
1	367	奥尻町	地域政策課	1	2	0	1				0	奥尻町男女平等共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
1	370	今金町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	今金町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2023年3月	0	1			
1	371	せたな町	総務課	1	2	0	0				0	せたな町男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
1	391	島牧村	総務課総務係	1	2	0	0				2							0
1	392	寿都町	企画課	1	2	0	0				0							0
1	393	黒松内町	総務課	1	2	0	0				0							0
1	394	蘭越町	住民福祉課	1	2	0	0				0							0
1	395	二セコ町	企画環境課自治創生係	1	2	0	0				3							0
1	396	真狩村	総務課	1	2	0	0				0	第6次真狩村総合計画	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0			
1	397	留寿都村	住民福祉課	1	2	0	0				0							0
1	398	喜茂別町	総務課企画係	1	2	0	0				2							0
1	399	京極町	企画振興課	1	2	0	0				0							0
1	400	倶知安町	総務課総務係	1	2	0	1	男女が平等に参加する倶知安のまちをつくる条例	2005年3月29日	2005年4月1日	0	男女が平等に参画する倶知安のまちをつくる推進プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1			
1	401	共和町	総務課	1	2	0	0				0	第8次共和町総合計画	2019年4月 ~ 2029年3月	0	0			
1	402	岩内町	経営企画部 総務課 総務係	1	2	0	0				3							1
1	403	泊村	総務課	1	2	0	0				0							0
1	404	神恵内村	総務課	1	2	0	0				0							0
1	405	積丹町	総務課	1	2	0	0				0							0
1	406	古平町	町民課町民生活係	1	2	0	0				0							0
1	407	仁木町	総務課	1	2	0	0				0	第6期仁木町総合計画	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0			
1	408	余市町	総務部 総務課 総務係	1	2	0	1	余市町男女共同参画推進条例	2007年2月21日	2007年4月1日	0	余市町男女共同参画計画(改訂版)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1			
1	409	赤井川村	総務課総務係	1	2	0	0				0	第4期赤井川村総合計画	2016年4月 ~ 2025年3月	0	0			
1	423	南幌町	まちづくり課 企画情報グループ	1	2	0	0				0							1
1	424	奈井江町	企画財政課	1	2	0	0				0							0
1	425	上砂川町	上砂川町教育委員会	2	2	0	0				0							0
1	427	由仁町	総務課	1	1	0	0				0							0
1	428	長沼町	総務財政課	1	2	0	0				0							0
1	429	栗山町	総務課総務グループ	1	1	0	0				0							1
1	430	月形町	企画振興課企画係	1	2	0	0				0	月形町第4次総合振興計画	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0			
1	431	浦臼町	総務課庶務係	1	2	0	0				0	(浦臼町第4次総合振興計画)	2015年4月 ~ 2025年3月	0	0			
1	432	新十津川町	住民課	1	2	0	0				0							1
1	433	妹背牛町	総務課総務グループ	1	2	0	0				0							1
1	434	秩父別町	総務課	1	2	0	0				0	第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0			
1	436	雨竜町	総務課	1	2	0	0				0							1
1	437	北竜町	企画振興課	1	2	0	0				0	北竜町総合計画	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0			
1	438	沼田町	総務財政課	1	2	0	0				0							1
1	452	鷹栖町	総務企画課	1	2	0	0				0							0
1	453	東神楽町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	東神楽町男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
1	454	当麻町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0							0
1	455	比布町	総務企画課まちづくり推進室	1	2	0	0				0							0
1	456	愛別町	総務企画課	1	2	0	0				0							0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有		現在 の 状 況	有			無
								条例名称	公布日(西暦)		施行日(西暦)	計画名称	計画期間	
1	457	上川町	企画総務課企画グループ	1	2	0	0		0	第10次上川町総合計画	2018年4月 ~ 2027年3月	0	0	
1	458	東川町	企画総務課総務室	1	2	0	0		0					0
1	459	美瑛町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	460	上富良野町	町民生活課	1	2	0	0		0	(第6次上富良野町総合計画)	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0	
1	461	中富良野町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	462	南富良野町	企画課企画振興係	1	2	0	0		0					0
1	463	占冠村	総務課	1	1	0	0		0					0
1	464	和奏町	総務課	1	2	0	0		2					1
1	465	剣淵町	総務課	1	2	0	0		0	第6期剣淵町総合計画	2021年4月 ~ 2031年3月	0	0	
1	468	下川町	政策推進課	1	2	0	0		0					0
1	469	美深町	美深町教育委員会	2	2	0	0		0					0
1	470	音威子府村	総務課総務財政室	1	2	0	0		0					0
1	471	中川町	総務課総務町政室	1	2	0	0		0					0
1	472	鱒加内町	総務課総務係	1	2	0	0		0					0
1	481	増毛町	企画財政課	1	2	0	0		0	増毛町男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	482	小平町	総務課	1	2	0	0		0	小平町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
1	483	苫前町	住民生活課	1	2	0	0		0	苫前町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
1	484	羽幌町	地域振興課	1	2	0	0		0					0
1	485	初山別村	総務課	1	2	0	0		0	第8期初山別村総合振興計画	2021年4月 ~ 2032年3月	0	0	
1	486	遠別町	遠別町教育委員会 社会教育係	2	2	0	0		0					0
1	487	天塩町	住民課	1	2	0	0		0	第7期天塩町総合振興計画	2019年4月 ~ 2028年3月	0	0	
1	511	猿払村	企画政策課	1	2	0	0		0	猿払村男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2021年3月	1	1	
1	512	浜頓別町	住民課	1	2	0	0		0	第6次浜頓別町まちづくり総合計画	2019年4月1日 ~ 2028年3月1日	0	0	
1	513	中頓別町	総務課総務グループ	1	2	0	0		0	(第2次枝幸町まちづくり計画)	2016年3月 ~ 2025年2月	1	0	
1	514	枝幸町	総務課	1	1	0	0		0					1
1	516	豊富町	地域振興室	1	2	0	0		0					0
1	517	礼文町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	518	利尻町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	519	利尻富士町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	520	幌延町	住民生活課	1	2	0	0		0	第6次幌延町総合計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
1	543	美幌町	町民活動課	1	2	1	0		0	ひほろ男女共同参画プラン(第4次)	2019年4月 ~ 2027年3月	1	1	
1	544	津別町	住民企画課住民環境係	1	2	0	0		0					0
1	545	斜里町	総務部企画総務課	1	2	0	0		2					0
1	546	清里町	総務課総務グループ	1	2	0	0		0					0
1	547	小清水町	総務課	1	2	0	0		0	第6次小清水町総合計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
1	549	訓子府町	総務課	1	2	0	0		0	第6次訓子府町総合計画	2017年4月 ~ 2027年3月	0	0	
1	550	置戸町	企画財政課	1	2	0	0		0					0
1	552	佐呂間町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	555	遠軽町	民生部住民生活課	1	2	0	0		0					0
1	559	湧別町	総務課 総務グループ	1	2	0	0		0					1
1	560	滝上町	まちづくり推進課まちづくり推進係	1	2	0	0		0					0
1	561	興部町	総務課 総務厚生係	1	2	0	0		0					1
1	562	西興部村	企画総務課	1	2	0	0		0					0
1	563	雄武町	総務課	1	2	0	0		0					1
1	564	大空町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	571	豊浦町	総務課庶務係	1	2	0	0		2					0
1	575	壮瞥町	総務課	1	2	0	0		0					0
1	578	白老町	生活環境課	1	2	0	1		0	白老町男女共同参画計画	2020年1月 ~ 2023年3月	1	1	
1	581	厚真町	総務課総務人事グループ	1	2	0	0		0					1
1	584	洞爺湖町	洞爺湖町教育委員会 社会教育課	2	2	0	0		0					1
1	585	安平町	政策推進課	1	2	1	1		0	第2次安平町男女共同参画基本計画	2019年6月 ~ 2024年3月	1	1	
1	586	むかわ町	総務企画課政策推進グループ	1	2	0	0		2	第2次むかわ町まちづくり計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	0	
1	601	日高町	社会教育課	2	2	0	0		0	第2次日高町総合振興計画	2018年4月 ~ 2028年3月	0	0	
1	602	平取町	まちづくり課	1	2	0	0		2	(第6次平取町総合計画)	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
1	604	新冠町	総務課	1	2	0	0		0					0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)								
							有		無	有				無				
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況			
1	607	浦河町	企画課	1	2	0				2								1
1	608	様似町	企画調整課	1	2	0	様似町男女共同参画条例	2000年12月18日	2000年12月18日		第3次様似町男女共同参画基本条例	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1				0
1	609	えりも町	企画課振興係	1	2	0				0								0
1	610	新ひだか町	総務部企画課	1	2	0				0								0
1	631	音更町	企画財政部企画課企画調整係	1	2	0				0	おとふけ男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1				
1	632	士幌町	士幌町総務企画課	1	2	1	士幌町男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4期士幌町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1				
1	633	上士幌町	企画財政課	1	2	0				0	第5期上士幌町総合計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	0				
1	634	鹿追町	企画課	1	2	0				0	第7期鹿追町総合計画	2020年4月 ~ 2027年3月	0	0				
1	635	新得町	町民課	1	2	0				0	第8期総合計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0				
1	636	清水町	企画課	1	2	0				0								0
1	637	芽室町	政策推進課	1	2	0	芽室町男女共同参画推進条例	2004年3月3日	2004年4月1日		第3期芽室町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1				
1	638	中札内村	総務課企画財政グループ	1	2	0				0	第3次中札内村男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1				
1	639	更別村	総務課	1	2	0				0								0
1	641	大樹町	大樹町役場 総務課	1	2	0				0								0
1	642	広尾町	広尾町企画課	1	2	0				0								0
1	643	幕別町	住民福祉部住民生活課	1	2	0				0								0
1	644	池田町	教育課 社会教育係	2	2	0				0								0
1	645	豊頃町	総務課	1	2	0				0	第5次豊頃町まちづくり総合計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0				
1	646	本別町	企画振興課	1	2	0				0								0
1	647	足寄町	総務課企画財政室	1	2	0				0	足寄町第6次総合計画	2015年4月 ~ 2024年3月	0	0				
1	648	陸別町	総務課	1	2	0				0	第6期陸別町総合計画	2020年4月 ~ 2030年3月	0	0				
1	649	浦幌町	まちづくり政策課	1	2	0				0	浦幌町男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2027年2月	1	1				
1	661	釧路町	釧路町教育委員会社会教育課	2	2	0				0								1
1	662	厚岸町	厚岸町教育委員会生涯学習課	2	2	0				2	第6期厚岸町総合計画	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0				
1	663	浜中町	総務課	1	2	0				0								0
1	664	標茶町	企画財政課	1	2	0				0	(標茶町第5期総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0				
1	665	弟子屈町	まちづくり政策課政策調整係	1	2	0				0	弟子屈町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1				
1	667	鶴居村	総務課	1	2	0				0	第5次鶴居村総合計画	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0				
1	668	白糠町	企画総務部総務課総務係	1	2	0				0								0
1	691	別海町	福祉部町民課	1	2	0				0								0
1	692	中標津町	企画課	1	2	0				0	第7期中標津町総合計画 前期基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	0	0				
1	693	標津町	企画政策課	1	2	0				2								1
1	694	羅臼町	企画振興課	1	2	0				2								1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号				直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			8								2	6	2	6	0	4	5	0
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター		060-0808	北海道札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内	011-728-1222	011-728-1229	https://www.danjyo.sl-plaza.jp/		○		○				○	
1	202	函館市	函館市女性センター		040-0042	北海道函館市東川町11番12号	0138-23-4188	0138-23-4189	https://www.hakodate-josen.com/		○		○				○	
1	203	小樽市																
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール		070-0035	旭川市5条通4丁目	0166-23-5577	0166-36-7610	http://www.asahikawa-dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiwaindex.html		○		○		○			
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	ミンクール	050-0083	北海道室蘭市東町4丁目29番1号	0143-44-8184	0143-44-8191	http://www.kujiran.net/danjo/	○			○		○		○	
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	ふらっと	085-0016	釧路市錦町2丁目4番地釧路フィッシャーマンズワープMOO内	0154-65-1034	0154-65-1356	https://furatto946jimdorree.com/		○		○				○	
1	207	帯広市																
1	208	北見市																
1	209	夕張市																
1	210	岩見沢市																
1	211	網走市																
1	212	留萌市																
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター		053-0021	苫小牧市若草町3丁目3番8号	0144-32-3544	0144-37-2233	http://www.tomakomai-shakyo.or.jp		○		○				○	
1	214	稚内市																
1	215	美瑛市																
1	216	芦別市																
1	217	江別市																
1	218	赤平市																
1	219	紋別市																
1	220	士別市																
1	221	名寄市																
1	222	三笠市																
1	223	根室市																
1	224	千歳市																
1	225	滝川市																
1	226	砂川市																
1	227	歌志内市																
1	228	深川市																
1	229	富良野市																
1	230	登別市																
1	231	恵庭市																
1	233	伊達市																
1	234	北広島市																
1	235	石狩市																
1	236	北斗市																

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体										
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
1	303	当別町																		
1	304	新篠津村																		
1	331	松前町																		
1	332	福島町																		
1	333	知内町																		
1	334	木古内町																		
1	337	七飯町																		
1	343	鹿部町																		
1	345	森町																		
1	346	八雲町																		
1	347	長万部町																		
1	361	江差町																		
1	362	上ノ国町																		
1	363	厚沢部町																		
1	364	乙部町																		
1	367	奥尻町																		
1	370	今金町																		
1	371	せたな町																		
1	391	島牧村																		
1	392	寿都町																		
1	393	黒松内町																		
1	394	蘭越町																		
1	395	ニセコ町																		
1	396	真狩村																		
1	397	留寿都村																		
1	398	喜茂別町																		
1	399	京極町																		
1	400	倶知安町																		
1	401	共和町																		
1	402	岩内町																		
1	403	泊村																		
1	404	神恵内村																		
1	405	積丹町																		
1	406	古平町																		
1	407	仁木町																		
1	408	余市町																		
1	409	赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	健康支援センター	046-0592	北海道余市郡赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0135-34-6644	https://akaigawa.com	○		○				○				
1	423	南幌町																		
1	424	奈井江町																		
1	425	上砂川町																		
1	427	由仁町																		
1	428	長沼町																		
1	429	栗山町																		
1	430	月形町																		
1	431	浦臼町																		
1	432	新十津川町																		
1	433	妹背牛町																		
1	434	秩父別町																		
1	436	雨竜町																		
1	437	北竜町																		

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体										
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営						
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
1	438	沼田町																		
1	452	鷹栖町																		
1	453	東神楽町																		
1	454	当麻町																		
1	455	比布町																		
1	456	愛別町																		
1	457	上川町																		
1	458	東川町																		
1	459	美瑛町																		
1	460	上富良野町																		
1	461	中富良野町																		
1	462	南富良野町																		
1	463	占冠村																		
1	464	和寒町																		
1	465	剣淵町																		
1	468	下川町																		
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	COM100	098-2252	北海道中川郡美深町字西町22番地	01656-2-1744	01656-2-3672	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp		○	○					○			
1	470	音威子府村																		
1	471	中川町																		
1	472	幌加内町																		
1	481	増毛町																		
1	482	小平町																		
1	483	苫前町																		
1	484	羽幌町																		
1	485	初山別村																		
1	486	遠別町																		
1	487	天塩町																		
1	511	猿払村																		
1	512	浜頓別町																		
1	513	中頓別町																		
1	514	枝幸町																		
1	516	豊富町																		
1	517	礼文町																		
1	518	利尻町																		
1	519	利尻富士町																		
1	520	幌延町																		
1	543	美幌町																		
1	544	津別町																		
1	545	斜里町																		
1	546	清里町																		
1	547	小清水町																		
1	549	訓子府町																		
1	550	置戸町																		
1	552	佐呂間町																		
1	555	遠軽町																		
1	559	湧別町																		
1	560	滝上町																		
1	561	興部町																		
1	562	西興部村																		

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
1	563	雄武町																
1	564	大空町																
1	571	豊浦町																
1	575	壮瞥町																
1	578	白老町																
1	581	厚真町																
1	584	洞爺湖町																
1	585	安平町																
1	586	むかわ町																
1	601	日高町																
1	602	平取町																
1	604	新冠町																
1	607	浦河町																
1	608	様似町																
1	609	えりも町																
1	610	新ひだか町																
1	631	音更町																
1	632	士幌町																
1	633	上士幌町																
1	634	鹿追町																
1	635	新得町																
1	636	清水町																
1	637	芽室町																
1	638	中札内村																
1	639	更別村																
1	641	大樹町																
1	642	広尾町																
1	643	幕別町																
1	644	池田町																
1	645	豊頃町																
1	646	本別町																
1	647	足寄町																
1	648	陸別町																
1	649	浦幌町																
1	661	釧路町																
1	662	厚岸町																
1	663	浜中町																
1	664	標茶町																
1	665	弟子屈町																
1	667	鶴居村																
1	668	白糠町																
1	691	別海町																
1	692	中標津町																
1	693	標津町																
1	694	羅臼町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			8							6	6	4	6	0	5	1	1	0	
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター	2003年9月1日	15	10	16,108	○	○	○	○			○	○	○			
1	202	函館市	函館市女性センター	1972年4月22日	7	1	2,720	○	○	○	○			○					託児の実施
1	203	小樽市																	
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール	1988年11月1日	11	22	10,372		○					○					施設及び設備の維持管理, 施設使用申請, 利用料金 旭川市の事業に関する業務(男女共同参画推進事業に関する受付)
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	1981年5月1日	0	3	12,047	○	○		○								
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	2015年9月24日	5	0	18,399	○	○	○	○			○					図書貸出
1	207	帯広市																	
1	208	北見市																	
1	209	夕張市																	
1	210	岩見沢市																	
1	211	網走市																	
1	212	留萌市																	
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター	1994年10月23日	4	2	23,832	○	○	○	○								
1	214	稚内市																	
1	215	美唄市																	
1	216	芦別市																	
1	217	江別市																	
1	218	赤平市																	
1	219	紋別市																	
1	220	士別市																	
1	221	名寄市																	
1	222	三笠市																	
1	223	根室市																	
1	224	千歳市																	
1	225	滝川市																	
1	226	砂川市																	
1	227	歌志内市																	
1	228	深川市																	
1	229	富良野市																	
1	230	登別市																	
1	231	恵庭市																	
1	233	伊達市																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業													
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他				
1	234	北広島市																			
1	235	石狩市																			
1	236	北斗市																			
1	303	当別町																			
1	304	新篠津村																			
1	331	松前町																			
1	332	福島町																			
1	333	知内町																			
1	334	木古内町																			
1	337	七飯町																			
1	343	鹿部町																			
1	345	森町																			
1	346	八雲町																			
1	347	長万部町																			
1	361	江差町																			
1	362	上ノ国町																			
1	363	厚沢部町																			
1	364	乙部町																			
1	367	奥尻町																			
1	370	今金町																			
1	371	せたな町																			
1	391	島牧村																			
1	392	寿都町																			
1	393	黒松内町																			
1	394	蘭越町																			
1	395	二七〇町																			
1	396	真狩村																			
1	397	留寿都村																			
1	398	喜茂別町																			
1	399	京極町																			
1	400	倶知安町																			
1	401	共和町																			
1	402	岩内町																			
1	403	泊村																			
1	404	神恵内村																			
1	405	積丹町																			
1	406	古平町																			
1	407	仁木町																			
1	408	余市町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
1	409	赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	2001年12月26日	9	1	7,026				○	○						
1	423	南幌町																
1	424	奈井江町																
1	425	上砂川町																
1	427	由仁町																
1	428	長沼町																
1	429	栗山町																
1	430	月形町																
1	431	浦臼町																
1	432	新十津川町																
1	433	妹背牛町																
1	434	秩父別町																
1	436	雨竜町																
1	437	北竜町																
1	438	沼田町																
1	452	鷹栖町																
1	453	東神楽町																
1	454	当麻町																
1	455	比布町																
1	456	愛別町																
1	457	上川町																
1	458	東川町																
1	459	美瑛町																
1	460	上富良野町																
1	461	中富良野町																
1	462	南富良野町																
1	463	占冠村																
1	464	和寒町																
1	465	剣淵町																
1	468	下川町																
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	1998年7月18日	13	0	54,255	○										
1	470	音威子府村																
1	471	中川町																
1	472	幌加内町																
1	481	増毛町																
1	482	小平町																
1	483	苫前町																
1	484	羽幌町																
1	485	初山別村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業													
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他				
1	486	遠別町																			
1	487	天塩町																			
1	511	猿払村																			
1	512	浜頓別町																			
1	513	中頓別町																			
1	514	枝幸町																			
1	516	豊富町																			
1	517	礼文町																			
1	518	利尻町																			
1	519	利尻富士町																			
1	520	幌延町																			
1	543	美幌町																			
1	544	津別町																			
1	545	斜里町																			
1	546	清里町																			
1	547	小清水町																			
1	549	訓子府町																			
1	550	置戸町																			
1	552	佐呂間町																			
1	555	遠軽町																			
1	559	湧別町																			
1	560	滝上町																			
1	561	興部町																			
1	562	西興部村																			
1	563	雄武町																			
1	564	大空町																			
1	571	豊浦町																			
1	575	壮瞥町																			
1	578	白老町																			
1	581	厚真町																			
1	584	洞爺湖町																			
1	585	安平町																			
1	586	むかわ町																			
1	601	日高町																			
1	602	平取町																			
1	604	新冠町																			
1	607	浦河町																			
1	608	様似町																			
1	609	えりも町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）																		
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業													
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	・提供 情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他				
1	610	新ひだか町																			
1	631	音更町																			
1	632	士幌町																			
1	633	上士幌町																			
1	634	鹿追町																			
1	635	新得町																			
1	636	清水町																			
1	637	芽室町																			
1	638	中札内村																			
1	639	更別村																			
1	641	大樹町																			
1	642	広尾町																			
1	643	幕別町																			
1	644	池田町																			
1	645	豊頃町																			
1	646	本別町																			
1	647	足寄町																			
1	648	陸別町																			
1	649	浦幌町																			
1	661	釧路町																			
1	662	厚岸町																			
1	663	浜中町																			
1	664	標茶町																			
1	665	弟子屈町																			
1	667	鶴居村																			
1	668	白糠町																			
1	691	別海町																			
1	692	中標津町																			
1	693	標津町																			
1	694	羅臼町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			35	0	0.0	43	1	2.3	144	1	0.7	143	0	0.0	12,695	464	3.7
1	100	札幌市				1	0	0.0	3	0	0.0									
1	202	函館市				1	0	0.0	2	1	50.0						178	16	9.0	
1	203	小樽市				1	0	0.0	1	0	0.0						149	8	5.4	
1	204	旭川市				1	0	0.0	2	0	0.0						1252	44	3.5	
1	205	室蘭市				1	0	0.0	2	0	0.0						153	12	7.8	
1	206	釧路市	2018年3月23日	釧路市男女いきいき参画宣言	4	1	0	0.0	2	0	0.0						490	40	8.2	
1	207	帯広市				1	0	0.0	2	0	0.0						746	42	5.6	
1	208	北見市				1	0	0.0	1	0	0.0						768	49	6.4	
1	209	夕張市				1	0	0.0	1	0	0.0						82	3	3.7	
1	210	岩見沢市				1	0	0.0	2	0	0.0						215	5	2.3	
1	211	網走市				1	0	0.0	1	0	0.0						203	10	4.9	
1	212	留萌市				1	0	0.0	1	0	0.0									
1	213	苫小牧市	2013年11月17日	苫小牧市男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						82	2	2.4	
1	214	稚内市				1	0	0.0	1	0	0.0						66	0	0.0	
1	215	美唄市				1	0	0.0	1	0	0.0						240	9	3.8	
1	216	芦別市				1	0	0.0	1	0	0.0						37	1	2.7	
1	217	江別市				1	0	0.0	1	0	0.0						163	9	5.5	
1	218	赤平市				1	0	0.0	1	0	0.0						41	0	0.0	
1	219	紋別市				1	0	0.0	1	0	0.0						74	0	0.0	
1	220	士別市				1	0	0.0	1	0	0.0						65	1	1.5	
1	221	名寄市				1	0	0.0	1	0	0.0						72	0	0.0	
1	222	三笠市				1	0	0.0	1	0	0.0						95	6	6.3	
1	223	根室市				1	0	0.0	0	0							112	1	0.9	
1	224	千歳市				1	0	0.0	1	0	0.0						146	8	5.5	
1	225	滝川市				1	0	0.0	1	0	0.0						282	28	9.9	
1	226	砂川市				1	0	0.0	1	0	0.0						86	2	2.3	
1	227	歌志内市				1	0	0.0	1	0	0.0						18	1	5.6	
1	228	深川市				1	0	0.0	1	0	0.0						132	1	0.8	
1	229	富良野市				1	0	0.0	1	0	0.0						189	5	2.6	
1	230	登別市				1	0	0.0	1	0	0.0						92	2	2.2	
1	231	恵庭市				1	0	0.0	1	0	0.0						61	2	3.3	
1	233	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0						102	3	2.9	
1	234	北広島市				1	0	0.0	1	0	0.0						163	11	6.7	
1	235	石狩市				1	0	0.0	1	0	0.0						121	6	5.0	
1	236	北斗市				1	0	0.0	1	0	0.0						86	4	4.7	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言の形態	宣言名称	市区長数	うち	副市区長数	うち	副町長数	うち	副町長数	うち	副町長数	うち	副町長数	うち	副町長数	うち	副町長数
							女性市区長数		女性市区長数 (%)		女性副市区長数		女性副市区長数 (%)		女性町村長数		女性町村長数 (%)		女性副町村長数	
1	303	当別町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0
1	304	新篠津村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	331	松前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
1	332	福島町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
1	333	知内町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	334	木古内町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
1	337	七飯町										1	0	0.0	1	0	0.0	72	9	12.5
1	343	鹿部町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
1	345	森町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
1	346	八雲町										1	-		2	-		105	1	1.0
1	347	長万部町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
1	361	江差町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	4	12.5
1	362	上ノ国町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	363	厚沢部町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	364	乙部町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
1	367	奥尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1	370	今金町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3
1	371	せたな町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	2	3.0
1	391	島牧村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
1	392	寿都町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	393	黒松内町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7
1	394	蘭越町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2
1	395	二セコ町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	7	12.3
1	396	真狩村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
1	397	留寿都村										1	1	100.0	1	0	0.0	21	0	0.0
1	398	喜茂別町										1	0	0.0	0	0		26	0	0.0
1	399	京極町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
1	400	倶知安町										1	0	0.0	1	0	0.0	96	3	3.1
1	401	共和町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	4	5.9
1	402	岩内町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	9	9.8
1	403	泊村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
1	404	神恵内村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	11.1
1	405	積丹町										1	0	0.0	0	0		20	0	0.0
1	406	古平町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
1	407	仁木町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	5.9
1	408	余市町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
1	409	赤井川村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
1	423	南幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
1	424	奈井江町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5
1	425	上砂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言の形態	宣言名称	市区長数	うち女性市区長数	女性市区長比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性副市区長比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性町村長比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性副町村長比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性自治会長比率(%)
1	427	由仁町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3	
1	428	長沼町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	1	2.2	
1	429	栗山町									1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6	
1	430	月形町									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0	
1	431	浦臼町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
1	432	新十津川町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	433	妹背牛町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0	
1	434	秩父別町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	436	雨竜町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	437	北竜町									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0	
1	438	沼田町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7	
1	452	鷹栖町									1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3	
1	453	東神楽町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	3	5.0	
1	454	当麻町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0	
1	455	比布町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0	
1	456	愛別町									1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0	
1	457	上川町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	11.1	
1	458	東川町									1	0	0.0	2	0	0.0	5	0	0.0	
1	459	美瑛町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0	
1	460	上富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	104	7	6.7	
1	461	中富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	52	2	3.8	
1	462	南富良野町									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0	
1	463	占冠村									1	0	0.0	1	0	0.0	13	1	7.7	
1	464	和寒町									1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0	
1	465	剣淵町									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
1	468	下川町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0	
1	469	美深町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
1	470	音威子府村									1	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0	
1	471	中川町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0	
1	472	幌加内町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
1	481	増毛町									1	0	0.0	1	0	0.0	57	1	1.8	
1	482	小平町									1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9	
1	483	苫前町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
1	484	羽幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1	
1	485	初山別村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
1	486	遠別町									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0	
1	487	天塩町									1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0	
1	511	猿払村									1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0	
1	512	浜頓別町									1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0	
1	513	中頓別町									1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
1	514	枝幸町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	516	豊富町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	517	礼文町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	518	利尻町									1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
1	519	利尻富士町									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
1	520	幌延町									1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	543	美幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
1	544	津別町									1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
1	545	斜里町									1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
1	546	清里町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	547	小清水町									1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6
1	549	訓子府町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	550	置戸町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	552	佐呂間町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	555	遠軽町									1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2
1	559	湧別町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1	560	滝上町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	561	興部町									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	562	西興部村									1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
1	563	雄武町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	564	大空町									1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0
1	571	豊浦町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
1	575	壮瞥町									1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
1	578	白老町									1	0	0.0	2	0	0.0	102	10	9.8
1	581	厚真町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	584	洞爺湖町									1	0	0.0	1	0	0.0	42	2	4.8
1	585	安平町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	586	むかわ町									1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
1	601	日高町									1	0	0.0	1	0	0.0	91	2	2.2
1	602	平取町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
1	604	新冠町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	607	浦河町									1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
1	608	様似町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
1	609	えりも町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
1	610	新ひだか町									1	0	0.0	1	0	0.0	163	2	1.2
1	631	音更町									1	0	0.0	1	0	0.0	181	1	0.6
1	632	士幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	70	0	0.0
1	633	上士幌町									1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
1	634	鹿追町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	2	3.3
1	635	新得町									1	0	0.0	1	0	0.0	91	6	6.6

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言の形態	宣言名称	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
1	636	清水町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	1	0.8
1	637	芽室町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	1	1.1
1	638	中札内村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5
1	639	更別村										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	641	大樹町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
1	642	広尾町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
1	643	幕別町										1	0	0.0	1	0	0.0	113	5	4.4
1	644	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
1	645	豊頃町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	646	本別町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3
1	647	足寄町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
1	648	陸別町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
1	649	浦幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	1	1.7
1	661	釧路町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	1	1.7
1	662	厚岸町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1	663	浜中町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	664	標茶町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	1	2.6
1	665	弟子屈町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
1	667	鶴居村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	668	白糠町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	2	2.6
1	691	別海町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	1	0.9
1	692	中標津町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
1	693	標津町										1	0	0.0	0	0		44	0	0.0
1	694	羅臼町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

北海道

都道府県市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)										
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)					
								37	32	453	137	30.2	15	6	42	6	14.3												
	札幌市												0	0	0	0													
	函館市												0	0	0	0													
	小樽市												0	0	0	0													
	旭川市												0	0	0	0													
	室蘭市												0	0	0	0													
	釧路市												0	0	0	0													
	帯広市												0	0	0	0			1	0	3	0	0.0						
	北見市												2	2	47	13	27.7												
	夕張市												0	0	0	0													
	岩見沢市												0	0	0	0													
	網走市												0	0	0	0													
	留萌市												0	0	0	0													
	苫小牧市												0	0	0	0													
	稚内市												1	1	15	5	33.3												
	美幌市												0	0	0	0													
	芦別市												0	0	0	0													
	江別市												0	0	0	0													
	赤平市												0	0	0	0													
	紋別市												0	0	0	0													
	士別市												0	0	0	0													
	名寄市												2	2	30	12	40.0			1	1	3	1	33.3					
	三笠市												0	0	0	0													
	根室市												0	0	0	0													
	千歳市												0	0	0	0													
	滝川市												0	0	0	0			1	1	3	1	33.3						
	砂川市												0	0	0	0													
	歌志内市												0	0	0	0													
	深川市												2	2	34	13	38.2			0	0	0	0						
	富良野市												2	1	25	5	20.0			1	0	2	0	0.0					
	登別市												0	0	0	0													
	恵庭市												0	0	0	0													
	伊達市												0	0	0	0			1	0	2	0	0.0						
	北広島市												0	0	0	0					1	0	3	0	0.0				
	石狩市												0	0	0	0			1	1	3	1	33.3						
	北斗市												0	0	0	0					0	0	0						
	当別町												0	0	0	0			1	1	3	1	33.3						

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
			目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数		女性比率 (%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)
		新篠津村											0	0	0	0	0									
		松前町											1	1	5	2	40.0	0	0	0	0					
		福島町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		知内町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		木古内町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		七飯町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		鹿部町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		森町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		八雲町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		長万部町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		江差町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		上ノ国町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		厚沢部町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		乙部町											1	1	6	3	50.0	0	0	0	0					
		奥尻町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		今金町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		せたな町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		島牧村											0	0	0	0		0	0	0	0					
		寿都町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		黒松内町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		蘭越町											0	0	0	0		1	0	3	0	0.0				
		二セコ町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		真狩村											0	0	0	0		0	0	0	0					
		留寿都村											0	0	0	0		0	0	0	0					
		喜茂別町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		京極町											0	0	0	0		1	0	3	0	0.0				
		倶知安町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		共和町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		岩内町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		泊村											0	0	0	0		0	0	0	0					
		神恵内村											0	0	0	0		0	0	0	0					
		積丹町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		古平町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		仁木町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		余市町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		赤井川村											0	0	0	0		0	0	0	0					
		南幌町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		奈井江町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		上砂川町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		由仁町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		長沼町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		栗山町											2	2	20	6	30.0	0	0	0	0					
		月形町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		浦臼町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		新十津川町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		妹背牛町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		秩父別町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		雨竜町											0	0	0	0		0	0	0	0					
		北竜町											0	0	0	0		0	0	0	0					

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
		沼田町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		鷹栖町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		東神楽町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		当麻町								2	2	15	7	46.7	0	0	0	0								
		比布町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		愛別町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		上川町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		東川町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		美瑛町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		上富良野町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		中富良野町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		南富良野町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		占冠村								0	0	0	0	0	0	0	0									
		和寒町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		剣淵町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		下川町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		美深町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		音威子府村								0	0	0	0	0	0	0	0									
		中川町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		幌加内町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		増毛町								1	0	6	0	0.0	0	0	0	0								
		小平町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		苫前町								0	0	0	0	0	1	0	3	0	0.0							
		羽幌町								2	2	20	8	40.0	0	0	0	0								
		初山別村								0	0	0	0	0	0	0	0									
		遠別町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		天塩町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		猿払村								0	0	0	0	0	0	0	0									
		浜頓別町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		中頓別町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		枝幸町								1	1	5	2	40.0	0	0	0	0								
		豊富町								1	1	15	5	33.3	1	0	3	0	0.0							
		礼文町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		利尻町								1	1	9	3	33.3	0	0	0	0								
		利尻富士町								1	0	13	0	0.0	0	0	0	0								
		幌延町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		美幌町								3	2	31	7	22.6	1	0	2	0	0.0							
		津別町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		斜里町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		清里町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		小清水町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		訓子府町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		置戸町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		佐呂間町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		遠軽町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		湧別町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		滝上町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		興部町								0	0	0	0	0	0	0	0									
		西興部村								0	0	0	0	0	0	0	0									

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)						
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)					審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
		雄武町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		大空町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		豊浦町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		壮瞥町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		白老町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		厚真町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		洞爺湖町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		安平町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		むかわ町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		日高町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		平取町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		新冠町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		浦河町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		様似町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		えりも町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		新ひだか町										1	1	15	8	53.3	0	0	0	0										
		音更町										2	2	50	14	28.0	0	0	0	0										
		土幌町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		上土幌町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		鹿追町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		新得町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		清水町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		芽室町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		中札内村										1	0	5	0	0.0	0	0	0	0										
		更別村										0	0	0	0		0	0	0	0										
		大樹町										1	1	11	4	36.4	0	0	0	0										
		広尾町										1	1	11	4	36.4	0	0	0	0										
		幕別町										2	2	25	3	12.0	0	0	0	0										
		池田町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		豊頃町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		本別町										1	1	10	2	20.0	0	0	0	0										
		足寄町										1	1	10	2	20.0	0	0	0	0										
		陸別町										1	1	10	2	20.0	0	0	0	0										
		浦幌町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		釧路町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		厚岸町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		浜中町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		標茶町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		弟子屈町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		鶴居村										0	0	0	0		0	0	0	0										
		白糠町										0	0	0	0		1	1	3	1	33.3									
		別海町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		中標津町										0	0	0	0		0	0	0	0										
		標津町										1	1	10	7	70.0	0	0	0	0										
		羅臼町										0	0	0	0		1	1	3	1	33.3									

調査時点		調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
都 道 府 市	区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。2.明記した規定はない。3.期間の定めはない。	問1で、1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。2.明記した規定はない。3.期間の定めはない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
		35	1の合計	144	21	0	86		20		70	68	68	68	74	57	
		37	2の合計	12	122	87	58		121		33	31	35	36	57	30	
		4	3の合計	23		57	0		2		10	13	13	13	8	12	
		103	4の合計	0							65	66	62	61	39	74	
1	100	札幌市	札幌市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
コ ロ シ イ ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
1	100	札幌市	(責務) 第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に際し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、総務局長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。																	
1	202	函館市	1 函館市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	函館市議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	1	1	
1	203	小樽市	2	小樽市議会	1	2	2	1	小樽市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
1	204	旭川市	1 旭川市職員旧姓等使用取扱要綱第1条 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること及び戸籍上の氏名を使用する場合に不利益、負担等を感じる者が日常生活において使用している氏名(以下「通称」という。)を使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	旭川市議会	1	2	2	1	旭川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ、その期間を明らかにして議長に届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1	2
1	205	室蘭市	1 室蘭市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項において、旧姓を使用することができる。	室蘭市議会	1	2	2	1	室蘭市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
1	206	釧路市	2	釧路市議会	1	2	2	1	釧路市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
	市 区 町 村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
	1 207 帯広市	2		帯広市議会	1	2	3	2			帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第6項 当該欠席期間が1年を超えた場合における当該1年を超えた日の属する月の翌月から議会の会期等に出発した日の属する月の前月までの当該議員の議員報酬の月額を、第1項の規定にかかわらず、両議各別に定める議員報酬の月額に100分の70を乗じて得た額とする。	4	4	2	2	1	2	
	1 208 北見市	2		北見市議会	1	2	3	2				4	4	4	4	2	4	
	1 209 紋別市	4		紋別市議会	1	2	3	2				4	4	4	4	4	4	
	1 210 根室市	2		根室市議会	3							4	4	4	4	2	4	
	1 211 網走市	1	網走市職員旧姓使用取扱規程 (目的) 第1条 この規程は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によってその戸籍上の氏を改めた後に、その改氏によって生ずるおそれのある職業上の支障を回避できよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定めることを目的とする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から14日以内に旧姓使用承認申請書により市長に申請してその承認を受けなければならない。 2 市長が前項に定める承認をしたときは、旧姓使用承認書により当該職員に通知するとともに、旧姓使用証明書(第1号様式)を当該職員に交付する。 (旧姓使用できる範囲) 第3条 前条に定める承認を受けた職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。ただし、旧姓を使用する場合においても、一妻の事由で氏の整合性がとれない場合は、使用することができない。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 税務署、共済組合、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合 (人事異動等の場合の取扱い) 第4条 職員課長は、旧姓使用の承認を受けた職員が人事異動等により他の所属へ異動したときは、所属長に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用通知書により通知するものとする。 (旧姓使用者の責務)	網走市議会	1	2	2	1		網走市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合「労働基準法65条の期間」は、次の期間より短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
コ コ ロ シ ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
	1 211 朝走市	第5条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するにあたっては、常に騒動、混乱等が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用中の申請及び承認等) 第6条 旧姓を使用する議員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申請書により市長に申請してその承認を受けなければならない。 2 市長が前項に定める承認をしたときは、当該職員及び所属長に通知するものとする。 3 職員は、特段の理由なく旧姓使用申請と旧姓使用中止申請を繰り返してはならない。 (台帳への記載) 第7条 職員課長は第2条第1項及び前条第1項に定める承認をした時は、旧姓使用職員台帳(第2号様式)に記載しなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第8条 他の地方公共団体等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。 (補則) 第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行日の前に戸籍上の氏名を改めた職員は、公布の日から14日開業までの間に、第2条第1項に定める申請をすることができるものとする。 附 則(令和2年訓令第7号) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。																
	1 212 朝崎市	2		朝崎市議会	1	1	2	1	朝崎市議会会議規則(朝崎市議会委員会条例) 朝崎市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後9週間を経過する日までの範囲内において、その期限を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 朝崎市議会委員会条例第19条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期限を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
	1 213 苫小牧市	1	苫小牧市職員旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第2に掲げるとおりとする。 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を得なければならない。	苫小牧市議会	1	1	2	1	苫小牧市議会会議規則 第2条 2 前項の出産については、出産予定日の6中前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期限を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
	1 214 横内市	2		横内市議会	1	2	3	2		2		3	3	3	3	2	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
	コ コ ロ イ リ ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1	215	美明市	1	美明市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第91号)第16条第1項に規定する一般職に属する職員をいう。)が、在職中に婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	美明市議会	1	2	3	2										
	1	216	戸別市議員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。	戸別市議会	1	2	3	2	1										
	1	217	戸別市議員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。	江別市議会事務局	1	2	2	1	2										
	1	218	赤平市議会 会議規則(第88条第2項) 第88条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	赤平市議会	1	2	2	1	2										
1	219	秋別市	2	秋別市議会	1	2	3	2	2										

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3で、1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で、1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
1	220	士別市	4	士別市議会	1	2	2	1	市役市議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に於いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
1	221	名寄市	2	名寄市議会	1	2	2	1	名寄市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
1	222	三上市	2	三上市議会	3				三上市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				4	4	4	4	2	4			
1	223	根室市	1	根室市議会	1	2	2	1	根室市議会会議規則 第1条 この要綱は、議員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を職務上使用するに際し、必要な事項を定めるものとする。第1条 この要綱は、議員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を職務上使用するに際し、必要な事項を定めるものとする。						1	1	1	1	1	1	
1	224	千歳市	1	千歳市議会	1	2	3	2	千歳市職員旧姓使用取扱要綱第3条 (旧姓使用) 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 別表(第3条関係) (1) 職員自身の身分に係るもの(例) 納税書(徴金行為の文書を含む。)、宣誓書、履歴書、身分等の証明書、在職証明書、退職履歴等 (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの(例) 給与明細書、競争入札、選挙権放棄、市に対する債権及び債務に関する文書等 (3) 公権力の行使に係るもの(例) 許認可、立入検査、徴収法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員自身の身分について行政処分以外の行政行為に係る文書等 (4) その他旧姓使用によって、業務上の混乱が生じるおそれがあると任命権者が判断するもの							2	4	4	4	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
1	225	滝川市	4		滝川市議会	1	2	2	1	滝川市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14日間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
1	226	砂川市	4		砂川市議会	1	2	3	2		2					4	4	4	4	4	4	4	
1	227	歌志内市	4		歌志内市議会	1	1	2	1	歌志内市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の朝議 時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	4	4	4
1	228	深川市	4	高良野市職員の旧姓使用取扱規程	深川市議会	3										4	4	4	4	2	4		
1	229	高良野市	1	第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き旧姓の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	高良野市議会	1	2	3	2			2					4	4	4	4	4	4	4
1	230	豊別市	1	豊別市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由によって氏を改めた後、引き続き変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することにより、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一級職並びに同条第3項第2号及び第3号に定める特別職をいう。以下同じ。)の個性が尊重され、地方を愛護し、やよい職場環境の整備を図ることを目的とする。	豊別市議会	1	2	2	1	豊別市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 2 議員は、出産のために欠席するとき、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができます。	2					1	1	1	1	1	1	1	

都 道 区 府 町 村 コ コ ロ ノ イ チ ド ド	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のとおりか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
1231	恵庭市	「恵庭市職員旧姓使用取扱要綱」に規定 第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和 25年法律第261号)第3条第2項に規定する一 級に属する職員をいう。以下同じ。)が除職、 養子縁結その他の事由(以下「除職等」という。) により戸籍上の氏を改めた後、引き続き産前 等の首の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文 書等に使用することに関して、必要な事項を定め るところとする。		恵庭市議会	1	2	2	1	1									1	
1233	伊達市			北海道伊達市議会	1	2	2	1	2										1
1234	北広島市			北広島市議会	1	2	2	1	2										1
1235	石狩市	「石狩市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第3条 職員は、市長の承認を受けて、別表に掲 げる事項において、旧姓を使用することができ る。		石狩市議会	1	2	2	1	1										1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の明記について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
1236	北斗市	4		北斗市議会	1	2	3	2		1		北斗市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第4条 議員等の議員報酬は、引き続き6月を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限る。以下同じ。)に出席しないときは議員報酬額の100分の30を、引き続き1年を超えて会議に出席しないときは議員報酬額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる理由により会議に出席できないときは、この限りでない。 (1) 北海道町村議会議員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年北海道町村議会議員公務災害補償等組合条例第4号)に規定する公務上の災害 (2) 災害その他の個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に該当すると認めるもの。 2 前項の規定は、引き続き6月又は1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月の議員報酬から適用する。 3 第1項の規定により議員報酬を減額された者が会議に出席したときは、会議に出席した日の属する月の翌月分(会議に出席した日が月の初日である場合にあつては、当該月分)から第2条に定める議員報酬を支給する。	2	2	2	2	2	3					
1303	当別町	1	当別町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。	当別町議会	1	2	3	2		2							4	4	4	4	4	4	
1304	新篠津村	1	新篠津村職員旧姓使用取扱要綱 ○新篠津村職員旧姓使用取扱要綱 令和2年10月16日 要綱第27号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關し、必要な事項を定めるものとす。 (定義) 第2条 この要綱において旧姓を使用できる職員は、次に掲げるものをいう。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地方公法」という。)第3条第2項に規定する職員 (2) 地方公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員	新篠津村議会	1	2	3	2		2								2	2	2	2	2	2

都 道 区	市 区	町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
コ	コ	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
ド	ド	名																		
1	304	新穂津村	(旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用できる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務執行に支障がない認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第5条 市長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 前条の規定により旧姓の使用の承認を受けた議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 (台帳の整備) 第7条 市長は、旧姓使用職員台帳(様式第4号)を備え、旧姓使用の適正な管理運営に努めなければならない。 (義務) 第8条 第5条の規定により旧姓の使用の承認を受けた議員は、旧姓を使用するに当たって、公務の遂行に混雑を及ぼさないよう適正な使用に努めなければならない。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、議員の旧姓の使用に関し、必要な事項は市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前中に在職中に婚姻等により戸籍上の氏を改めた議員は、第4条の旧姓使用申請書を提出することにより、旧姓の使用の承認を受けることができる。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができるもの 基本 例 1 単に氏名が記載された文書等 記名(名札)、名刺、職場での呼称、産前表、報酬表、内線番号簿 2 組織内部で使用される文書等で、議員の同一性を容易に確認できるもの 起家文書及び決起文書等に係る署名、押印、グループウェアの氏名、支出負担行為等会計伝票 3 議員の権利、義務等に関する文書等で、議員の同一性を容易に確認でき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがないもの 時間外等勤務命令書兼復命書、週休日指定簿、出勤簿、休暇等処理簿、若村企業等従事許可簿、選挙簿、住民票簿、住民登録簿、出張簿及び復命書、出張命令簿、人事異動内示表																	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入していただくか。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入していただくか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い					
コ コ ロ シ ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
1	304	新穂津村	4. 別外的に使用される文書等で、法令上特別な効果を生じおそれないもの 村民等に対する事務連絡文書等の担当者名 5. その他 その他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、経歴文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと村長が認めるもの 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができないもの 基本 例 1. 議員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 議員の身分証明書、法令に基づく身分証明書(資格証明書)、職員の宣言書、辞令書、退職願、分限、懲戒等の処分に関するもの、人事記録カード、在籍証明書等の証明関係書類 2. 議員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の税務署等に送付するもの、共済組合に関するもの、退職手当組合に関するもの、各種社会保険に関するもの、公務災害関係書類、健康診断関係文書 3. 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を及ぼすおそれがあるもの 特認可、立入検査及び検封等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他議員の身分に基づいて行う行政行為に係る文書、契約書及び協定書等、私人との法律上の関係を発生させる文書、官公庁等に係る提出書類													
1	331	松前町	4	松前町議会	1	2	2	1	松前町議会会議規則 第2条 欠席の届出 1. 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産育児その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前議の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取替することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
	1 332	福島町	4		福島町議会	1	2	2	1	福島町議会会議規則 第3条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出る。 4 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出する。						3	3	3	3	1	3	
	1 333	知内町	4		知内町議会	1	2	3	2						3	3	3	3	2	3		
	1 334	木古内町	2		木古内町議会	2									1	3	3	3	1	1		
	1 337	七飯町	1	七飯町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 議員は、この要綱の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。第8条において同じ。)に旧姓を使用することができる。 (1) 総務省、北海道市町村議員会連絡会、北海道市町村議員福祉協会、北海道市町村議員退職手当振替会、地方公務員災害補償基金、日本年金機構、念願退職等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事給与システムに登録された情報に基づく(前項に該当するもの及び特命書を除く。) (3) 前2項に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	七飯町議会	3									3	3	3	3	1	3		
	1 343	鹿部町	4		鹿部町議会	1	2	2	1	鹿部町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。					2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 町 村	区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の期間よりも短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問4で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
1345	森町	4	森町議会	1	2	2	1		森町議会会議規則(平成17年規則第155号)第2条第1項 「公務、傷病、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」を届けなければならぬ。ただし、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日(多胎妊娠を認める場合は、出産予定日の6週間)前日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		森町議会会議規則(平成17年規則第155号)第2条第2項 届出(以下「産前届出」という。)があったのち、議員又は議会事務局及び議員活動ができる日の届出(以下「産後届出」という。)があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の経過後に限り、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。	1	1	1	1	1	1
1346	八雲町	4	八雲町議会	1	2	2	1		八雲町議会会議規則(第2条第1項及び第2項) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日からの当該出産の日(多胎妊娠を認める場合は、出産予定日の6週間)前日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	長期間の欠席による属情認定はあるが、出席については適用除外している。	1	1	1	1	1	1	
1347	長万部町	2	長万部町議会	1	2	3	2		江差町議会会議規則 第二十条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日からの当該出産の日(多胎妊娠を認める場合は、出産予定日の六週間)前日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		4	4	4	4	2	4	
1361	江差町	4	江差町議会	1	2	2	1		江差町議会会議規則 第二十条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日からの当該出産の日(多胎妊娠を認める場合は、出産予定日の六週間)前日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	
1362	上ノ国町	4	上ノ国町議会	2											2	2	
1363	藤原町	4	藤原町議会	3											4	4	
1364	乙訓町	4	乙訓町議会	1	2	3	2								4	4	
1365	藤野町	4	藤野町議会	1	2	3	2								4	4	
1370	今金町	2	今金町議会	1	2	2	1		今金町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日からの当該出産の日(多胎妊娠を認める場合は、出産予定日の6週間)前日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		4	4	4	4	4	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。 1.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3.期間の定めはない。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.明記した規定がある 2.明記した規定はないが、運用上認めている 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない 4.明記した規定がなく、過去に事例が無い					
コ ド イ チ	コ ド イ チ	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
1371	せたな町	3	せたな町議会	1	2	2	1	2	せたな町議会会議規則 2条2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	4
1391	島牧村	2	島牧村議会	1	2	3	2	2		3	3	3	3	3	3
1390	寿都町	4	寿都町議会	1	2	2	1	2	寿都町議会規則第2条の2 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	4
1393	黒松内町	4	黒松内町議会	3						4	4	4	4	2	4
1394	新穂町	4	新穂町議会	2						3	3	3	3	3	3
1390	二七町	4	二七町議会	1	2	2	1	2	二七町議会会議規則 (欠席の届け出)第2条 議員は、公務、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前日までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	4	2
1396	真狩村	4	真狩村議会	3						2	2	2	2	2	3
1397	留寿都村	4	留寿都村議会	1	2	2	1	2	留寿都村議会規則 (欠席の届出)第2条 各節 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	4
1398	喜茂別町	2	喜茂別町議会	1	2	2	1	2	喜茂別町議会会議規則 第2条第3項 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	2	4
1390	京極町	4	京極町議会	3						4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
1400	県知安町	4			県知安町議会	1	2	2	1		2				2	2	2	2	2	
1401	共和町	4			共和町議会	1	2	2	1		2				2	2	2	2	2	4
1402	岩内町	2			岩内町議会	1	2	2	1		1				1	1	1	1	1	1
1403	治村	4			治村議会	3									4	4	4	4	4	4
1404	神楽内村	4			神楽内村議会	2									2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
1	405	横丹町	4		横丹町議会	1	2	2	1			2					1	1	1	1	1	4	
1	406	古平町	4		古平町議会	1	1	2	1			2					1	1	1	1	1	1	1
1	407	仁木町	4		仁木町議会	1	2	2	1			2					2	2	2	2	2	2	2
1	408	余市町	4		余市町議会	1	2	2	1			2					1	1	1	1	1	1	1
1	409	赤井川村	4		赤井川村議会		2										2	2	2	2	2	2	2
1	423	南穂町	4		南穂町議会	1	2	2	1			1					1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 区 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、労働基準法55条の期間よりも短い。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問4で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問8 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。								
コ ー ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法55条の期間よりも短い。 2. 労働基準法55条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1424 奈良江町	2		奈良江町議会	1	2	2	1		奈良江町議会の議員報酬等の特例に関する条例 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、町議会の会議時時刻までに議長に届け出なければならない。 第3条 議員は、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1
1425 上砂川町	4	由仁町職員旧姓使用取扱要領 (旧姓使用の申請) 第2条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を所属長を經由して町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第3条 町長は、前条の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上都合や混乱を招くおそれがないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2. 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を經由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号)により整理するものとする。	上砂川町議会	1	2	2	1		由仁町議会会議規則 由仁町議会会議規則 第1条 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
1427 由仁町	1		由仁町議会	1	2	2	1	2	長沼町議会会議規則 第2条 議員は、事故、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								1
1428 長沼町	4		長沼町議会	1	2	2	1	2								1	
1429 栗山町	2		栗山町議会	1	2	3	2									3	
1430 月形町	4		月形町議会	1	2	3	2									4	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮については減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
1	431	浦臼町	4		浦臼町議会	1	2	2	1			2				1	1	1	1	1	1
1	432	新十津川町	2		新十津川町議会	1	2	3	2			1				4	4	4	4	2	4
1	433	妹背牛町	4		妹背牛町議会	1	2	3	2			2				4	4	4	4	4	4
1	434	秋父別町	2		秋父別町議会	1	2	2	1			2				1	1	1	1	1	1
1	435	南竜町	4		南竜町議会	3										3	3	3	3	3	3
1	437	北竜町	4		北竜町議会	1	1	2	1			2				4	4	4	4	4	4
1	438	沼田町	4		沼田町議会	3										2	3	3	3	2	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
1452	徳島県	徳島市	4		徳島市議会	1	2	2	1		高松町議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	4	4	
1453	東京都	東神楽町	1	東神楽町職員旧姓使用取扱要綱 第5条第1項旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽微な文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別記に掲げるものとする。	東神楽町議会	1	2	2	1		東神楽町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
1454	東京都	当麻町	4		当麻町議会	1	2	2	1		当麻町議会会議規則 第1条 略称1条 略 (欠席の届出)(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第3条の規則にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
1455	兵庫県	比布町	4		比布町議会	3											6	4	4	4	4	4	

都 道 区	市 区	町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
コ コ ロ シ ド	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
1	456	愛別町	愛別町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 職員(愛別町職員定数条例(昭和57年条例第7号)第1条に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。 (旧姓使用の申請等) 第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍の氏を証明する書面を添付した旧姓使用承認申請書(別記第1号様式)を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認なしとは、旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により当該職員に通知するとともに、旧姓使用委員会(別記第3号様式)により審理し、職員職務上の事項に使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日を記入しなければならない。 (旧姓使用の中止等) 第3条 第2条第2項の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障を生ずるときは、当該承認を取り消すことができる。 3 町長は、第1項の届出があったとき又は前項の取り消しがあったときは、職員履歴票の事項欄に旧姓使用中止(取り消し)年月日を記入しなければならない。 4 旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第4条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招かれないものであるとあって、おおむね別記1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記2に掲げるものとする。 (職員の責務) 第5条 旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、同僚職員や他の職員などに誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。 承認請求書-部分休業承認請求書 外勤-短時間出勤命令書 超過勤務命令 週休日の振替及び平日勤務時間前後変更簿 代休日付簿 原簿執筆 研究論文 その他旧姓使用により職務遂行上又は事務処理上支障が生じるおそれがないと町長が認めるもの	愛別町議会	1	1	3	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の明記はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い											
コ ロ シ イ ド	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
1 456	差別町	別記2 1 職員の身分関係に係る文書等 任免関係書類(辞令、処分説明書、人事命令、履歴書、退職願など)、宣誓書、身分証明書など 2 戸籍の氏名と一致させる必要のある文書 給与、旅費、児童手当支給関係文書、共済、互助会関係書類、公務災害関係書類、現金出納帳、物品出納帳・現金取扱帳・物品取扱帳・資金前渡金などの氏名の表記、財務規則等に定める会計事務係業及び出張書類のうち請求行為に係るものなど 3 公権力の行使に係る文書 許認可、建築確認、営業許可、立入検査、徴税など法令に基づく行政処分に係る文書 4 法律上の関係が発生させる文書 契約書、協定書、入札関係書類、不服申立関係書類など 4 法律上の関係が発生させる文書 契約書、協定書、入札関係書類、不服申立関係書類など																				
1 457	上川町	4		上川町議会	1	2	3	2		2												
1 458	東川町	4		東川町議会	1	2	3	2		2												
1 459	美瑛町	1	美瑛町職員旧姓使用取扱要綱 公表していない。	美瑛町議会	1	2	2	1	美瑛町議会会議規則 〔欠席の届出〕 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等 (2) 議員が町から要請されて謹慎活動した際の事故による療養 (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長が認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養 (6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 (7) その他議長が特に認めたもの 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2											

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、次が休職期間は、次うちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
1	460	上富良野町	4	上富良野町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、旧姓を使用するときは、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に、旧姓使用承認申請書(別記第1号様式)を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記第3号様式)により当該議員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記第3号様式)により整理しなければならない。	上富良野町議会	1	2	2	1	上富良野町議会会議規則 第1章 総則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						4	4	4	4	4	4	
1	461	中富良野町	1	中富良野町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、旧姓を使用するときは、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に、旧姓使用承認申請書(別記第1号様式)を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記第3号様式)により当該議員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記第3号様式)により整理しなければならない。	中富良野町議会	1	2	2	1	中富良野町議会会議規則 中富良野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1	
1	462	南富良野町	4		南富良野町議会	1	1	3	2								4	4	4	4	4	4
1	463	占冠村	4		占冠村議会	1	1	3	2								2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
	コ ロ シ イ ド 名																				
1	460	美深町	2		美深町議会	1	2	2	1	美深町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
1	470	菅城千府村	3		菅城千府村議会	3									3	3	3	3	3	3	
1	471	中川町	4		中川町議会	1	2	2	1	中川町議会規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1	4
1	472	綿加内町	4		綿加内町議会	3									4	4	4	4	2	2	
1	481	堀毛町	4		堀毛町議会	2									2	2	2	2	2	2	
1	482	小平町	4		小平町議会	1	2	2	1	小平町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1	2
1	483	荻前町	4		荻前町議会	1	2	2	1	荻前町議会会議規則 第2条 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1	
1	484	羽根町	4		羽根町議会	1	2	3	2						4	4	4	4	4	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、労働基準法65条の期間より短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の補償について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
	1 486	初山別村	4		初山別村議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
	1 488	遠別町	4		遠別町議会	2								2	2	2	2	2	2	
	1 493	千歳町	4		千歳町議会	3								4	4	4	4	4	4	
	1 511	雄払村	4		雄払村議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	
	1 512	流石別町	4		流石別町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	
	1 510	中頓別町	2		中頓別町議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	4	
	1 514	枝幸町	4		枝幸町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4	
	1 518	豊後町	2		豊後町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	2	2	4	
	1 517	礼文町	4		礼文町議会	1	2	2	1		2			2	2	2	2	2	4	
	1 516	利尻町	4		利尻町議会	1	1	2	1		2			2	2	2	2	2	2	
	1 519	利尻富士町	4		利尻富士町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	4	
	1 520	幌延町	2		幌延町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
	1 543	美幌町	4		美幌町議会	1	2	2	1		1			1	1	1	1	1	1	
	1 544	津別町	1	津別町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令に反するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓を使用することができる。	津別町議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3. 期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8で1.を選択した場合、議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
1	545	斜里町	4	斜里町議会	1	2	2	1		斜里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条の2 議員が議会活動ができなくなった期間(療養及び長期不在)に応じて、次の表に定める割合を前条に定める議員報酬の額から減額するものとする。 議会活動ができない期間減額の割合 90日以上180日未満 100分の30 180日以上365日未満 100分の40 365日以上 100分の50	1	1	1	1	1	1
1	546	清里町	4	清里町議会	1	2	3	2											
1	547	小清水町	4	小清水町議会	1	1	3	2											
1	548	沼子町	4	沼子町議会	3														
1	550	沼津市	4	沼津市議会	1	2	3	2											
1	552	佐呂間町	4	佐呂間町議会	1	2	2	1		佐呂間町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	3	3	3	3		
1	550	遠軽町	4	遠軽町議会	1	2	2	1		遠軽町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	4		
1	559	湧別町	1	湧別町議会	1	2	3	2		湧別町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第4条 議員が療養、長期不在その他の理由により、町議会の会費等を長期欠席したときの議員報酬は、その期に応じた議員報酬に町議会の会費等を欠席した日又は長期欠席届が出た日のいずれか早い日から、町議会の会費等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日以上180日未満 100分の70 180日以上365日未満 100分の80 365日以上 100分の30 2 前項の規定は、欠席期間が各務課日数を超える日の属する月の翌月(その日の属する月)であるときは、その日の属する月から欠席期間に相当する期間まで適用する。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、支給する月の初日から末日まで減額して支給するとき以外の場合は、当該議員報酬の額は、その減額月の日数を基礎として日割りによって計算する。	1		2	2	2	2	2	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産体を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
コ ロ シ イ ド 名	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
1560	津上町	4		津上町議会	1	2	3	2	両町議会会議規則 第1章 総則 (等身) 第1条 省略 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	4	4	
1561	岡部町	4		岡部町議会	1	2	2	1		2		2	2	2	2	2		
1562	西尾郡村	4		西尾郡村議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4	
1563	津波町	4		津波町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4	
1564	大空町	4		大空町議会	1	2	2	1	大空町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3		1	1	1	1	1	1	
1571	津浦町	2		津浦町議会	1	1	3	2		2		2	2	2	2	2	2	
1576	仕管町	4		仕管町議会	1	1	2	1	仕管町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2	2
1578	津美町	2		津美町議会	3							4	4	4	4	4	4	
1581	津美町	4		津美町議会	1	2	3	2		2		1	2	2	2	2	2	

都 道 区	市 区	府 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
コ コ ロ シ イ ド	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1	584	羽前湖町	1	羽前湖町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻その他の事由(以下「縁組等」という。)により戸籍の氏を変更した後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。 (旧姓使用の申請等) 第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍の氏を記す書面を添付した旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を所属長を経由して町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号)により整理するものとする。 3 総務課長は、前項の通知があったときは、履歴書に使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日を記入しなければならない。 (旧姓使用の中止等) 第3条 第2条第2項の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届(別記様式第4号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務遂行又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 3 総務課長は、第1項の届出があったときは、前項の取り消しがあったときは、履歴書に旧姓使用中止(取り消し)年月日を記入しなければならない。 4 旧姓使用を中止した職員が再び旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (他の任命権者から異動した場合の取扱い) 第4条 町長以外の任命権者から旧姓使用を承認された職員が転入又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認通知書の写しを所属長を経由して総務課長に提出することにより旧姓使用の承認があったものとみなす。 (旧姓を使用できる文書等) 第5条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽微な文書等で職務遂行又は事務処理上支障や混乱を招くおそれがないものであって、別記1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記2のとおりとする。 (職員の責務) 第6条 旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町長や他の職員などに誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、令和2年9月1日から施行する。	羽前湖町議会	2									4	4	4	4	4	4
1	585	安平町	2		安平町議会	2								4	4	4	4	4	4	

都 道 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1. を選択した場合、労働基準法65条の労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。	問1で、1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
	市 村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1586	むかわ町	4		むかわ町議会	1	1	3	2		1								
1601	日高町	1		日高町議会	1	2	3	2		1								
1602	浜敷町	4		浜敷町議会	1	1	3	2		2								
1604	船沢町	4		船沢町議会	3													
1807	瀬川町	4		瀬川町議会	1	2	3	2		2								
1603	株元町	4		株元町議会	2													

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、労働基準法65条の期間よりも短い。2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い														
コ コ ロ シ イ ド	村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
1 600	スリモ町	4		スリモ町議会	1	2	2	1	スリモ町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
1 610	新ひだか町	2		新ひだか町議会	1	2	2	1	新ひだか町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1						
1 631	音更町	1	音更町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (使用範囲) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、次の文書等に旧姓を使用することができる。 (1) 名札及び名刺 (2) 職員名簿、配置図及び職階図 (3) 出席簿及び休暇簿 (4) 出張命令簿及び復命書 (5) 請手当申請書 (6) 起立文書 (7) 市内LANの氏名の表記及びメールアドレスのアカウント (8) 人事評価シート (9) その他内部文書等、法令に基づかない文書で町長が認めるもの 2 職員は、法令、条例等に基づき職員の身分関係を規定する文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上差支を及ぼすおそれのある文書等については、旧姓を使用することができない。	音更町議会	1	2	2	1	音更町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
1 632	士幌町	1	職員旧姓使用取扱要綱 (使用範囲) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上差支を及ぼすおそれがある場合を除き旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、別表のとおりとする。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することが可能な文書等 名札、名刺、職員録、職員配置図、産廃票、事務分担表、事務引継書、回覧用紙、起業文書、次長(主任)報告、出勤簿、休暇等請求書、行政命令簿、復命書、育児休業承認請求書、休日等勤務命令簿、出張命令簿、時間外勤務等命令簿、福利厚生等従事許可申請書、人事評価シート、その他法令に基づかない関係文書等で所属長が認めたもの	士幌町議会	2													2	2	2	2	2	2	4
1 633	上士幌町	4		上士幌町議会	1	1	3	2									2	2	2	2	2	2	2	
1 634	鹿追町	2		鹿追町議会	3												4	4	4	4	4	3	4	

都 市 区 府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
		議員の出産欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
コ ロ シ イ ド ド 名															
1635 新得町	職員の旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、妻子縁組その他の事由(以下総称する。)により、氏姓上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員の旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等が、次の各号に掲げるものとする。 (1) 順に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用される文書等で、事務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) 法律等に基づかない文書等、その他町長が認める簡易なもの 2 公職の執行に係る文書、職員の身分関係を証明する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用できる文書については、原則として統一して、旧姓を使用しなければならない。	新得町議会	1	2	2	1	2							1	
1636 清水町	4	清水町議会	2												2 2 2 2 2 2
1637 芽室町	1	芽室町議会	1	2	3	2	1								2 2 2 2 2 2
1638 中札内村	1	中札内村議会	1	2	2	1	1								1 1 1 1 1 1
1639 更別村	2	更別村議会	3												4 4 4 4 4 4
1641 大樹町	3	大樹町議会	1	2	3	2	2								4 4 4 4 4 4
1643 広尾町	3	広尾町議会	1	2	3	2	2								4 4 4 4 4 4

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
		コ コ イ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
		1640	特別町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「発端等」とい。)によって戸籍上の氏を改め、但し戸籍上の職務進行を目的として、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」とい。)を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」とい。)を定めることとし、旧姓使用を認めるものとする。第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。第3条 旧姓を使用することができない文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準に該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については、使用を認めないものとする。	特別町議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
		1644	4	滝田町議会	1	2	2	2		2		1	1	1	1	1	1	1
		1645	豊頃町	4	豊頃町議会	1	2	2	1		1		1	1	1	1	1	4
		1646	本別町	4	本別町議会	1	2	2	1		2		4	4	4	4	4	4

都 道 府 市 区 町 村 コ コ ロ ド ド	市 区 町 村 コ コ ロ ド ド	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、労働基準法65条の期間より短い。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
				議 会 名																	
1	647	足寄町	1	足寄町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1				
1	648	陸別町	4	陸別町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1	4	
1	649	浦根町	2	浦根町議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	4		

都 道 区	市 区	町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休前期間の明記について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
コ コ ロ シ ド	川 村	川 村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
1661	朝路町	1	朝路町議員の旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、議員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の他の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この訓令において「議員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤職員が年度任用職員を除く。)をいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を用いて法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用される文書等、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 議員の権利・義務に係る文書等のうち、議員の同一性の確保が容易にでき、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) 法律等に基づかない文書等、その他町長が認める簡易なもの 2. 旧姓を使用できない文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 議員の身分に関するもの (2) 公権力の行使に当る行為に関するもの (3) 対外的に権利又は義務関係が生ずるもの (4) 議員の権利・義務に係る文書等のうち、業務遂行上又は事務処理上支障を生じさせるおそれのあるもの 3. 法律上の関係を生じさせるもの 3. 旧姓を使用する者は、旧姓を使用できる文書等には、原則として統一して旧姓を使用しなければならない。	朝路町議会	1	1	3	2		1		朝路町議会議員報酬及び費用弁償に関する条例 (この条例の目的) 第1条 この条例は地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づいて朝路町議会議員の議員報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。 (議員報酬額) 第2条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は次のとおりとする。 (1) 議長 月額 311,000円 (2) 副議長 月額 249,000円 (3) 常任委員長 月額 222,000円 (4) 議会運営委員長 月額 222,000円 (5) 議員 月額 196,000円 (議員報酬の始期、特期) 第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から、常任委員長、議会運営委員長及び議員にはその期に入った日からそれぞれ議員報酬を支給する。 2. 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が妊娠、出産、除欠、死亡(以下「除欠等」という。)により、また議会の解散により、その職を離れたときはその日までの議員報酬を支給する。 3. 前項の規定により議員報酬を支給する場合において議員報酬の基礎となる日数は、その月額議員報酬を30で除して得た額とする。 (議員報酬の支払方法) 第4条 議員報酬の支払方法については、一般職員給与条例(昭和30年朝路町条例第13号)の例による。ただし、議員報酬総額においてあらかじめ議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員となつた者又は議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が議員報酬支給日前において妊娠等によりその職を離れたときは、その額を支給する。 (議会活動ができない旨の届出) 第4条の2 議員は、産休、病気などにより長期に議会活動ができない事由が生じたときは、議長にその旨を届けなければならない。この場合において、当該議員自らが届出することができるときは、当該議員の職数又は他の議員が届出することができる。 2. 議員は、前項の届出を行った後議員活動ができるようになったときは、議長に対し、その旨を届け出しなければならない。 (始期の決定) 第4条の3 議長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、速やかに議会運営委員会に諮つてこれを決定し、その結果当該議員が議員活動ができないと判断したときはその議員活動ができない期間の始期を決定しなければならない。 (議員報酬の減額) 第4条の4 前条の規定により決定した議員活動ができない期間の始期から第2項の第2項の規定による届出があつた日までの期間の議員報酬の支給については、次の各号に掲げる議員活動ができない期間の区分に別し、第2号又は第3号の規定により支給する議員報酬の額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、議員活動ができないこととなった原因が場外である公務次官等による場合は、この限りでない。 (1) 90日以上120日未満 100分の80 (2) 120日以上365日未満 100分の70 (3) 365日以上 100分の50 2. 前項本文の規定により議員報酬を支給する事由であつて、月の初日から支給するとき以外の場合は月の末日まで支給するときを以てのときは、月額議員報酬を30で除して得た額を基礎として日割りによつて計算する。	2	2	2	2	2	2	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の規定は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休暇期間について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の規定は、次の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の規定の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
				厚岸町議会	1	2	2	1	厚岸町議会会議規則 (欠席の事由) 第2条 議員は、公務、傷害、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1						
				1 663 彦中町	4				彦中町議会	1	2	3	2				4	4	4	4	4	4	
				1 664 津永町	4				津永町議会	1	2	3	2				4	4	2	2	2	4	
				1 665 狹野町	4				狹野町議会	3							4	4	4	4	4	4	
				1 667 鶴居町	2				鶴居町議会	3							4	4	4	4	4	4	
				1 668 白糠町	4				白糠町議会	1	2	2	1				2			1	1	1	1
				1 691 別海町	4				別海町議会	1	2	2	1				2			1	1	1	1
				1 692 中標津町	4				中標津町議会	1	2	2	1				2			1	1	1	1
				1 693 標津町	4				標津町議会	1	2	3	2				2			4	4	4	4
				1 694 羅臼町	4				羅臼町議会	1	1	2	1				2			4	4	4	4

調査時点	議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 市 区 町 村	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する方針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当局長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で、1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、連絡又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)				
		0	2	3	0	0	0	0		2	7			3			
		1	5	19	0	0	0	0		20	19			155			
		0	0	156	0	0	2	0		156	4			21			
		177	171	0	0	0	0	1		0	148						
1100	札幌市	4	4	3						3	2			2			
1202	函館市	4	4	3						3	2			1			面館市地域防災計画 被災者の生活補償に関すること 住民組織との連絡に関すること 安否情報の照会と情報の提供に関すること 避難所の運営支援に関すること
1203	小樽市	4	4	3						3	2			2			
1204	旭川市	4	4	3						3	2			2			
1205	室蘭市	4	4	3						3	1			2			
1206	釧路市	4	4	3						3	4			2			
1207	帯広市	4	1	3						3	4			2			
1208	北見市	4	4	3						3	4			2			
1209	夕張市	4	4	3						3	4			3			
1210	網走市	4	4	3						3	4			2			
1211	網走市	4	4	3						3	4			2			
1212	稚内市	4	4	3						3	4			3			
1213	苫小牧市	4	4	3						3	2			2			
1214	稚内市	4	4	3						3	1			2			
1215	滝川市	4	4	3						3	2			2			
1216	芦別市	4	4	3						3	2			2			
1217	江別市	4	4	1				市長任期にて満了した江別市ハラスメント防止に関する方針に基づき、環境の維持等に努めている。		3	4			2			
1218	美幌市	4	4	2						2	4			2			
1219	紋別市	4	4	3						3	4			2			
1220	紋別市	4	4	3						3	4			2			
1221	名寄市	4	4	3						3	4			2			
1222	名寄市	4	4	3						3	4			2			
1223	根室市	4	4	3						3	2			2			

都 市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、過称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	その他		
千歳市	4	4	3	1	2	3	4	1	3	1	3	3
1 223 深川市	4	4	3						3			2
1 224 砂川市	4	4	3						3			2
1 227 歌志内市	4	4	3						3	1		2
1 228 深川市	4	4	3						3	2		2
1 229 常呂町	4	4	3						3	4		2

都 市	区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17			
府 町 村	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14	問15で、1.を選択した場合、選挙又は旧姓の使用を認めていますか。	問16	問17			
県 村	町	1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
ド	名												
	230	豊別市	4	4	3			3	1		2		
	1231	豊後市	4	4	3			3	4		2		
	1232	伊達市	4	4	3			3	4		2		
	1234	北広島市	4	4	3			3	2		2		
	235	石狩市	4	4	3			3	3		1	指定避難所運営マニュアル 避難所では「女性」の視点に立った配慮が必要となるので、常設長・前年部長には、女性を1名以上選出します。	
	1236	赤井市	4	4	3			3	4		2		
	1303	当別町	4	4	3			3	4		2		
	1304	新穂津村	4	4	3			3	4		2		
	1331	松尾町	4	4	3			3	4		2		
	1332	樺島町	4	4	2			2	3		2		
	1333	知内町	4	4	3			3	4		2		
	1334	本谷内町	4	4	3			3	2		2		
	1337	七飯町	4	4	3			3	4		2		
	1343	知内町	4	4	3			3	4		2		
	1343	野町	4	4	3			3	4		2		
	1348	八雲町	4	4	3			3	4		2		
	1347	長万部町	4	4	3			3	2		2		
	1361	江差町	4	4	3			3	1		2	江差町議会議員の通称名等の使用に関する規程 第一条 この規定は、江差町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名(以下「通称名」という。)の使用、または旧姓を新名字に改めての使用、また議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き継ぎ、もしくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	
	1362	上ノ国町	4	4	3			3	4		2		
	1363	厚沢部町	4	4	3			3	4		2		
	1364	乙川町	4	4	3			3	4		2		
	1367	奥尻町	4	4	2			2	4		2		
	1370	本町	4	4	3			2	4		2		
	1371	梓七戸町	4	4	3			3	3		2		
	1391	島牧町	4	4	3			3	4		2		
	1392	美幌町	4	4	3			3	4		2		
	1393	美幌町	4	4	3			3	4		2		
	1394	蘭越町	4	4	3			3	4		2		
	1395	二風町	4	4	2			2	4		2		
	1396	真狩村	4	4	3			3	4		2		
	1397	留妻館村	4	4	3			3	4		2		
	1398	滝川町	4	4	2			2	4		2		
	1399	克来町	4	4	3			3	4		2		
	1400	雄物安町	4	4	3			3	4		2		
	1401	共和町	4	4	3			3	4		2		
	1402	岩内町	4	4	2			2	4		2		
	1403	沼津	4	4	3			3	4		2		
	1404	神楽内村	4	4	2			2	4		2		
	1405	鎌倉町	4	4	3			3	4		2		
	1406	白平町	4	4	3			3	4		2		
	1407	仁木町	4	4	3			3	4		2		
	1408	余市町	4	4	3			3	4		2		
	1409	道志川村	4	4	3			3	4		2		
	1421	南幌町	4	4	3			3	4		2		
	1424	厚井町	4	4	3			3	2		2		
	1425	本羽川町	4	4	3			3	4		2		
	1427	由仁町	4	4	3			3	4		2		
	1428	長沼町	4	4	3			3	4		2		
	1429	藤山町	4	4	3			3	4		2		
	1430	月形町	4	4	3			3	4		2		
	1431	瀬川町	4	4	3			3	4		2		
	1432	新十津川町	4	4	2			2	4		2		
	1433	緑青牛町	4	4	2			2	4		2		

都 市 区 区 府 町 村 道 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられている。
	問9 議員の利用することの できる保育園等に 設置または提供されて いるか。	問10 議員の利用することの できる授乳室等が議 会に設置または提供さ れているか。	問11 議事におけるハラス メント防止に関する取 組を行っているか。	問12 問11で、1.を選択した 場合、行っている取組 は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した 場合、該当部分の本文 (本文)を記入してく ださい。	問14 男女共同参画に関する 研修(ハラスメント防 止に関するもの)を行 っているか。	問15 議会において、通称 又は旧称の使用を認 めていますか。	問16 問15で、1.を選択した 場合、該当部分の本文 (本文)を記入してく ださい。	問17 政治分野の男女共同 参画のために実施し ていることがあ ればご記入ください。	1.位置づけられた規 定がある。 2.位置づけられてい ない。 3.その他(不明等)					
	1. 人員及び場所の設置 または提供されている。 (臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っており、今後 取組む予定もない。	1 行っている 2 をするハ ラスメント 防止に関する 取組は、今 後取組む予 定である。 3 行っており ません 4 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っており、今後、 取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めています。 2. 明記した規定はない が、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、適 宜に使用した事例も判断し たこともない。								
1434 民安町	4	4	3			3	4								
1438 御堂町	4	4	3			3	4								
1433 南郷町	4	4				4	4								
1438 沼田町	4	4	3			4	4								
1452 豊後町	4	4	3			3	4								
1453 東津流町	4	4	3			3	4								
1454 当麻町	4	1	3			3	4					1	災害対策本部の各部所掌事務 社会福祉施設の被害調査に関すること。 応急食料の供給及び炊き出しの実施に関する こと。 救援(支援)物資の調達及び配布に関するこ と。 日赤救助活動の連絡調整に関すること。 当麻町社会福祉協議会(当麻町ボランティアの 会)との連絡調整に関すること。 義援品の受付及び配分に関すること。 被災者の生活支援に関すること。 要配慮者の被災調査及び生活支援に関する こと。 被災相談(民生関係)に関すること。 その他特命事項に関すること。 医療施設の被害調査及び災害対策に関する こと。 被災者の健康管理、感染症の予防に関するこ と。 救急薬品・衛生用品の確保に関すること。 住民の心身の健康状況と生活環境の把握に 関すること。 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護 に関すること。 救護所の設置及び管理に関すること。 医療機関との連絡調整に関すること。 医療、助産の薬品等の調達に関すること。 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療 機関に関すること。 助産及び被災者の救護に関すること。 被災相談(保健関係)に関すること。		
1455 岩布町	4	4	3			3	4								
1460 豊別町	4		3			3	4								
1451 土井町	4	4	3			3	4								
1458 薬山町	4	4	1	3		1	4								
1459 薬師町	4	4	3			3	4								
1460 土倉島野町	4	4	3			3	4								
1461 中富島野町	4	4	3			3	4								
1462 新富島野町	4	4	3			3	4								
1463 占冠村	4	4	3			3	4								
1464 沼栄町	4	4	2			4	4								
1465 沼田町	2	2	2			2	4								
1468 下山町	4	4	4			4	4								
1469 奥深町	4	4	3			3	4								
1470 宮根毛併村	4	4	3			3	4								
1471 中川町	4	4	3			3	4								
1472 郷加内町	4	4	3			3	4								
1481 神尾町	4	4	3			3	4								
1482 小早町	4	4	3			3	4								
1483 沼前町	4	4	3			3	4								
1486 沼津町	4	4	3			3	4								
1483 初山頂村	4	4	3			3	4								
1488 深井町	4	4	3			3	4								
1487 茨塚町	4	4	3			3	4								
1511 鶴北村	4	4	3			3	4								
1512 沼津町	4	4	3			3	4								
1513 中郷町	4	4	3			3	4								
1514 根室町	4	4	3			3	4								
1515 沼津町	4	4	3			3	4								
1517 札文町	4	4	3			3	4								
1518 沼津町	4	4	3			3	4								
1519 新宮元士町	4	4	3			3	4								
1520 神尾町	4	4	3			3	4								
1543 薬師町	4	4	3			3	4								
1544 沼津町	4	4	3			3	4								
1545 沼津町	4	4	3			3	4								
1546 沼津町	4	4	3			3	4								
1547 沼津町	4	4	3			3	4								
1548 沼津町	4	4	3			3	4								
1550 沼津町	4	4	3			3	4								
1552 沼津町	4	4	3			3	4								
1553 沼津町	4	4	3			3	4								
1555 沼津町	4	4	3			3	4								
1559 沼津町	4	4	3			3	4								
1560 沼津町	4	4	3			3	4								
1561 沼津町	4	4	3			3	4								
1562 沼津町	4	4	3			3	4								
1563 沼津町	4	4	3			3	4								

都 市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の実現に取り組んでいることがあるか。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
ド 名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後取組む予定もない。	1. 1. 行っている。 2. 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 3. 行っており、今後取組む予定もない。 4. 4. その他	1. 1. 行っている。 2. 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 3. 行っており、今後取組む予定もない。 4. 4. その他	1. 1. 行っている。 2. 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 3. 行っており、今後取組む予定もない。 4. 4. その他	1. 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 1. 行っている。 2. 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 3. 行っており、今後取組む予定もない。 4. 4. その他	1. 1. 行っている。 2. 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 3. 行っており、今後取組む予定もない。 4. 4. その他	1. 1. 行っている。 2. 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 3. 行っており、今後取組む予定もない。 4. 4. その他	1. 1. 行っている。 2. 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 3. 行っており、今後取組む予定もない。 4. 4. その他	
1564 大空町	4	4	3					3	4			2
1571 豊浦町	4	4	2					2	2			2
1578 箕賀町	4	4	3					3	4			2
1578 白老町	4	4	3					2	1	白老町議会議員旧姓使用取扱要綱 (備考) 第1条 この要綱は、白老町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。(承継) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。		2
1581 厚岸町	4	4	2					2	4			2
1584 浜田町	4	4	3					3	4			3
1585 安平町	4	4	2					2	4			2
1586 かわかき町	4	4	3					3	4			2
1601 白土町	4	4	3					3	4			2
1602 平取町	4	4	3					3	4			2
1603 新田町	4	4	3					3	4			2
1604 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1608 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1609 大川町	4	4	3					3	4			2
1610 船子かき町	4	4	3					3	4			2
1631 喜望峯町	4	4	3					3	4			2
1632 十勝町	4	4	3					3	4			2
1633 十勝町	4	4	3					3	4			2
1634 湯涌町	4	4	3					3	4			2
1635 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1636 清水町	4	4	3					3	4			2
1637 厚岸町	4	4	3					3	4			2
1638 中札内町	4	4	2					2	4			2
1639 厚岸町	4	4	3					3	4			2
1641 大井町	4	4	3					3	4			2
1642 佐賀町	4	4	3					3	4			2
1643 黒川町	4	4	3					3	4			2
1644 本川町	4	4	3					3	4			2
1645 厚岸町	4	4	2					2	4			2
1646 本別町	4	4	1		3			3	4			2
1647 佐賀町	4	4	3					3	4			2
1648 陸奥町	4	4	3					3	4			2
1649 湯涌町	4	4	3					3	4			2
1651 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1652 厚岸町	4	4	2					2	4			2
1653 湯涌町	4	4	3					3	4			2
1654 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1655 養子福町	4	4	3					3	4			2
1656 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1657 白鳥町	4	4	3					3	4			2
1658 別海町	4	4	3					3	4			2
1659 中津町	4	4	3					3	4			2
1660 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1661 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1662 雄勝町	4	4	3					3	4			2
1664 雄勝町	4	4	3					3	4			2